

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 県税外収入金徴収吏員証並びに同滞納者財産差押証票の亡失
- 県税外収入金吏員証並びに県税外収入金滞納者財産差押を行う者の身分を示す証票交付
- 保険医の登録
- 医療機関の指定
- 米飯提供業者の登録
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県第三種冷凍機械作業主任者資格試験

証票種別	番号	交付年月日	紛失した年月日	所屬	職	氏名
県税外収入金徴収吏員証	一四八	昭和三十二年七月一日	昭和三十四年八月二十八日	東部福祉事務所	吏員	中島喜一
県税外収入金滞納者財産差押証票	一四八	"	"	"	"	中島喜一

告示

鳥取県告示第五百一号

次の証票を昭和三十四年八月二十八日亡失した旨届出があつたので、事故発生の日以降これを無効とする。

昭和三十四年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三号）第十三条の規定による県税外収入金徴収吏員証並びに県税外収入金滞納者財産差押を行う

証票種別	番号	交付年月日	所 属	職 氏 名
県税外収入金徴収吏員証	一四八	昭和三十四年八月二十九日	東部福祉事務所	事務吏員 中島 喜一
県税外収入金滞納者財産差押証票	一四八	"	"	中島 喜一

者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十四年九月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をした。

昭和三十四年九月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 居	病 院	担 当	登録の記号番号	登録年月日
近藤 務	米子市西福原一、五八八ノ七	皆生病院	精神科	鳥医七二五	昭和三四、九、一六
三浦 祐直	倉吉市越殿町一、四〇八	厚生病院	産婦人科	七二六	"
黒川 慶一	"	"	外科	七二七	"

鳥取県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十四年九月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和三十四年八月一日	山本医院	西伯郡名和町東坪一、二二六	内科、小児科、放射線科	山本 博美
" 七月二十日	三代齒科医院	東伯郡北条町弓原四〇六	齒科	三代 一雄

鳥取県告示第五百五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十四年九月十五日

次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年九月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業の場所
六六七	有本 定美	松露堂	岩美郡福部村大字浜湯山	住所に同じ
六六八	風坂 兼蔵	松坂屋食堂	"	大字湯山

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年九月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

- 一日時 昭和三十四年九月二十三日午前十一時
- 二場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三議題 職員との給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について

公 告

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条の規定による昭和三十四年度後期鳥取県第三種冷凍機械作業主任者の資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十四年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験科目

高圧ガスの取締に関する法令及び高圧ガスの製造に必要な保安管理の技術

二 試験の日時及び場所

1 日 時 昭和三十四年十一月十五日（日曜日）

九時三十分から十二時三十分まで

2 場 所 米子市加茂町 米子商工会議所会議室

三 受験手続

次の書類を各二部ずつ（ただし、写真は一枚）鳥取県経済部商工課に提出すること。

1 受験願書

高圧ガス取締法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号）別表第十九様式による。

2 履歴書

高圧ガス取締法施行規則別表第二十様式による。

3 写真

手札型で、出願前六月以内に上半身正面を撮影したもの、裏面に撮影年月日、氏名、年令及び「第三種冷凍機械主任者」と記載すること。

四 受験願書提出期限

昭和三十四年九月三十日までに県商工課へ到着のこと。

五 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書（正本一部）の上部にはりつけ、消印しないこと。受験手数料は、いかなる理由があつても返還しない。

六 受験票

願書を受けつけたものには、受験票を交付する。